

3 補助制度の例

信州子どもカフェ等に活用できる可能性のある補助金等（平成30年度現在）【団体・個人対象】

	事業の内容	補助金の内容	補助対象
地域発 元気づくり支援金（長野県） https://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shinko/shienkin/index.html	<p>市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的发展性のある事業を支援</p> <p>[交付対象者]</p> <p>(1)市町村、広域連合、一部事務組合 (2)公共的団体等（県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を行う団体）</p>	<p>交付対象事業は、次に掲げる事業のうち、左記の「事業の内容」に即した事業</p> <p>(1) 地域協働の推進に関する事業 (2) 保健、医療及び福祉の充実に関する事業 (3) 教育及び文化の振興に関する事業 (4) 安全・安心な地域づくりに関する事業 (5) 環境保全及び景観形成に関する事業 (6) 産業振興及び雇用拡大に関する事業</p> <p>ア 特色ある観光地づくり イ 農業の振興と農山村づくり ウ 森林づくりと林業の振興 エ 商業の振興 オ その他地域の特色及び個性を活かした産業振興並びに雇用拡大に資する事業</p> <p>(7) 市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業 (8) その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業</p>	<p>[補助率]</p> <p>(1)ソフト事業 3/4 以内 (重点テーマ該当事業は 4/5 以内)</p> <p>(2)ハード事業 2/3 以内 (重点テーマ該当事業は 3/4 以内)</p> <p>※ 平成 30 年度の県全域重点テーマの 1 つに「信州こどもカフェの推進（高齢者、障がい者なども集える場の創出を伴うものを含む）」を設定</p> <p>[対象となる事業内容]</p> <p>・「学習支援」「食事提供」「悩み相談」等の複数の機能や役割を持つ居場所づくり（信州こどもカフェ）であること。</p> <p>・様々な視点から地域住民等が主体的・自主的に実施する信州こどもカフェを目指した子どもの居場所づくりの促進を図る事業であること。（居場所づくりの担い手育成、居場所に関心のある関係者の学びの場づくりを含む。）</p>

信州特化型ビジネス創業応援事業（長野県） https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/sokogyo/sogyo/tokka.html	<p>地域課題を解決するための新規ビジネスを始める方の資金調達を支援するため、信州ベンチャーコンテストの成績優秀者が行うクラウドファンディング（CF）を活用した資金調達に対して、調達額と同額以下の助成を実施。</p>	<p>○信州ベンチャーコンテストで発表したビジネスプランの事業化に要する経費（H30の募集は終了。）</p>	<p>○信州ベンチャーコンテストの応募者で次の条件を満たす者</p> <p>(1)信州ベンチャーコンテストの「起業部門」若しくは「アイデア部門」の書類審査通過者 (2)信州ベンチャーコンテストにおいて発表した内容の事業化に要する費用について、CFによる資金調達を行う者</p> <p>○補助限度額は、CFにおける「目標設定金額」若しくは「達成金額」のどちらか額の小さい方と同額以下かつ上限 200 万円</p>
「子どもの居場所」木質空間整備事業（長野県・森林税事業） https://www.pref.nagano.lg.jp/mokuzai/30kodomo-noibasyo.html	<p>児童センターや商業施設のキッズスペースなどの「子どもの居場所」において、木質空間整備を行う事業に対し、費用の一部を補助。</p> <p>・対象施設 不特定多数の者が利用可能な施設で、保育園及び幼稚園その他主として子供が利用する用途に供する施設、子供に遊び場を提供する施設（その他の例：児童センター、子育て支援センター、店舗や飲食店等に設けられるキッズスペース等）</p>	<p>○補助事業のメニュー</p> <p>(1)「子どもの居場所」の木造または木質化を行うもの (2)「子供の居場所」に木の調度品やおもちゃの設置を行うもの</p> <p>○補助対象事業の要件</p> <p>(1)木造・木質化 ・床面積が 300m² 未満 ・木材使用量の 80%以上信州木材認証製品を使用</p> <p>(2)木の調度品・おもちゃの設置 ・主として県産材を利用し、かつ県内で製造及び販売される調度品・おもちゃを設置</p>	<p>○「子どもの居場所」を所有または運営する方（例：市町村、公共的団体、民間企業等）</p> <p>○補助事業の補助率等</p> <p>(1)木造・木質化 ・補助対象事業費：上限 499 万円 ・補助率：1/2 以内</p> <p>(2)木の調度品・おもちゃの設置 ・補助対象事業費：上限 50 万円 ・補助率：3/4 以内</p>

	事業の内容	補助金の内容	補助対象
こどもの未来応援基金 (内閣府・日本財団) https://www.kodomohinkon.go.jp/fund/	すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現するため、貧困の状況に寄り添って草の根で活動する NPO 法人等を支援。	子どもの貧困の支援のため ・様々な学びを支援する事業 ・居場所の提供・相談支援を行う事業 ・衣食住など生活の支援を行う事業 ・児童養護施設等の退所者の支援事業 ・児童又はその保護者の就労支援事業 ・貧困の連鎖の解消に繋がる事業 等	○公益法人、NPO 法人、一般法人、その他ボランティア団体、町内会等 ○500万円を上限 ○ソフト事業：謝金、旅費、賃金、家賃、光熱水費、備品購入費、借料、委託費等 ○審査の基準 計画性、地域の関係者との連携、戦略的な広報、継続性
児童・少年の健全育成助成 (日本生命財団) http://nihonseimeizaidan.or.jp/jidou/index.html	地域活動の一環として定期的・継続的に実施されている子どもたちが行う自然体験・生活体験活動、仲間づくりや文化の伝承活動、地域の子育て支援活動に対して都道府県知事の推薦に基づき助成。	自然と親しむ活動、異年齢・異世代交流活動、子育て支援活動等に定期的かつ日常的に継続して取り組んでいる民間の団体に対して、その活動に常時・直接必要な物品を助成(原則として子どもたち自らが主体的・継続的に共有して活用する物品を対象)。	○物品購入資金助成：1団体30万円～60万円 ○60万円を超える物品購入を希望する場合は、総額に占める申請額の割合が6割以上であることが必要。 ○申請時点で設立後1年以上の活動実績があること、常時10名以上の構成員がいること等の団体要件あり(法人格の有無は問わない)。

認定NPO法人長野県みらい基金による助成事業 https://www.mirai-kikin.or.jp/	NPO 等が地域で取り組むさまざまな公共的活動をウェブサイト「長野県みらいベース」で紹介し、それらの活動資金としての寄附を広く呼びかけ、集まった寄附金により登録団体に対し、助成金を交付。 ①事業指定プログラム 応援したい事業を指定して寄附 ②団体指定プログラム 団体を指定して寄附 (代表的な公共的活動団体を登録) ③冠寄附・助成プログラム 寄附者(企業、個人)の名前等を冠した助成プログラム ④地域・分野指定プログラム 地域や分野を指定して寄附	(助成金交付の流れ) ・NPO 等が「長野県みらいベース」への登録を申請 ・長野県みらい基金による審査 ・登録の決定後、サイトやチラシにより事業を紹介し、寄附を募集 ・集めた寄附金を基に助成金を交付 (登録要件) ・公共的活動を行うことを主たる目的とする非営利組織であること ・主たる事務所所在地が長野県内であること、又は活動を行う区域が長野県内にあること 等	NPO 等の公共的活動を行う団体
--	--	---	------------------

信州子どもカフェ等に活用できる可能性のある補助金等（平成30年度現在）【地方公共団体対象】

	事業の内容	補助金の内容	補助対象
<p>地域発 元気づくり支援金 (長野県)</p> <p>https://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichison/shinko/shienkin/index.html</p>	<p>市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業を支援</p> <p>[交付対象者]</p> <p>(1)市町村、広域連合、一部事務組合 (2)公共的団体等（県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を行う団体）</p>	<p>交付対象事業は、次に掲げる事業のうち、左記の「事業の内容」に即した事業</p> <p>(1) 地域協働の推進に関する事業 (2) 保健、医療及び福祉の充実に関する事業 (3) 教育及び文化の振興に関する事業 (4) 安全・安心な地域づくりに関する事業 (5) 環境保全及び景観形成に関する事業 (6) 産業振興及び雇用拡大に関する事業 ア 特色ある観光地づくり イ 農業の振興と農山村づくり ウ 森林づくりと林業の振興 エ 商業の振興 オ その他地域の特色及び個性を活かした産業振興並びに雇用拡大に資する事業 (7) 市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業 (8) その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業</p>	<p>[補助率]</p> <p>(1)ソフト事業 3/4 以内 (重点テーマ該当事業は4/5 以内)</p> <p>(2)ハード事業 ○ 財政力指数が県平均以下 2/3 以内 (重点テーマ該当事業は3/4 以内) ○ その他 1/2 以内 (重点テーマ該当事業は2/3 以内)</p> <p>※ 平成30年度の県全域重点テーマの1つに「信州子どもカフェの推進（高齢者、障がい者なども集える場の創出を伴うものを含む）」を設定</p> <p>[対象となる事業内容]</p> <p>・「学習支援」「食事提供」「悩み相談」等の複数の機能や役割を持つ居場所づくり（信州子どもカフェ）であること。 ・様々な視点から地域住民等が主体的・自主的に実施する信州子どもカフェを目指した子どもの居場所づくりの促進を図る事業であること。（居場所づくりの担い手育成、居場所に関心のある関係者の学びの場づくりを含む。）</p>

<p>子どもの生活・学習支援事業 (長野県（国補）)</p>	<p>ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の取得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもたちの生活の向上を図るため、市町村が実施する事業へ助成を行う</p>	<p>次の①及び②の支援を組み合わせることを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施</p> <p>① 基本的な生活習慣の習得や生活指導 ② 学習習慣の定着等の学習支援 ③ 食事の提供</p>	<p>○市町村 (事業の全部又は一部を民間団体等へ委託も可能)</p> <p>・事業費 1市町村当たり 1,290千円 ・対象経費 報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料 ・補助率 4分の3以内</p>
<p>「子どもの居場所」木質空間整備事業 (長野県・森林税事業)</p> <p>https://www.pref.nagano.lg.jp/mokuzai/30kodomo-noibasyo.html</p>	<p>児童センターや商業施設のキッズスペースなどの「子どもの居場所」において、木質空間整備を行う事業に対し、費用の一部を補助。</p> <p>・対象施設 不特定多数の者が利用可能な施設で、保育園及び幼稚園その他主として子供が利用する用途に供する施設、子供に遊び場を提供する施設（その他の例：児童センター、子育て支援センター、店舗や飲食店等に設けられるキッズスペース等）</p>	<p>○補助事業のメニュー</p> <p>(1)「子どもの居場所」の木造または木質化を行うもの (2)「子供の居場所」に木の調度品やおもちゃの設置を行うもの</p> <p>○補助対象事業の要件</p> <p>(1)木造・木質化 ・床面積が300m²未満 ・木材使用量の80%以上に信州木材認証製品を使用 (2)木の調度品・おもちゃの設置 ・主として県産材を利用し、かつ県内で製造及び販売される調度品・おもちゃを設置</p>	<p>○「子どもの居場所」を所有または運営する方 (例：市町村、公共的団体、民間企業等)</p> <p>○補助事業の補助率等</p> <p>(1)木造・木質化 ・補助対象事業費：上限499万円 ・補助率：1/2以内 (2)木の調度品・おもちゃの設置 ・補助対象事業費：上限50万円 ・補助率：3/4以内</p>

	事業の内容	補助金の内容	補助対象
地域子供の未来応援交付金（内閣府） https://www.kodomoinkon.go.jp/policy/	<p>多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、ニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立する、地方公共団体の取組の立ち上げ期を支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備 ・事業例 コーディネーター事業 学習支援等の居場所づくり事業 貧困の子ども支援マッチング事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体 ○補助率 1/2 ○補助基準額 標準型（各地域レベル）800万円、中核型（広域圏レベル）1,500万円 ○ソフト事業：賃金、保険料、謝金、旅費、消耗品費、会議費、通信運搬費、委託費等 ※実施主体が地方自治体である必要があるため、NPO等への補助金は対象外
地方創生推進交付金（内閣府） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/so-useikoufukin.htm	<p>地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で先導的なものを支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○対象事業分野（以下のいずれかに該当） ①しごと創生、②地方への人の流れ、③働き方改革、③まちづくり ○先駆性（以下の視点を具備） ①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、⑤事業推進主体の形成、⑥地方創生人材の確保・育成、⑦国の総合戦略における政策5原則等 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体 ○H30年度予算額 1000億円 補助率 1/2 ○ソフト事業中心（ハード事業の割合は原則5割未満）

地域経済循環創造事業補助金（総務省）	<p>地域での経済循環を創造するという事業目的に即した民間事業者等、大学等、金融機関、地方公共団体及び地域経済活性化支援機構等が連携して実施する地域経済活性化事業に要する出資等の経費についての助成</p> <p>地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、都道府県又は市町村が助成を行う場合に国が支援</p>	<p>地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、次の各号のいずれにも該当する事業</p> <p>(1) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。</p> <p>(2) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。</p> <p>(3) 交付対象経費のうち、交付金事業者が地域金融機関から受ける融資額（以下「融資額」という。）が公費による交付額と同額以上であり、当該融資は無担保（交付金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）・無保証の融資であること。</p>	<p>(1)融資比率 地域金融機関から受ける融資額が公費による交付額(国費+地方費)と同額以上</p> <p>(2)公費による交付額の上限 原則 2,500 万円(融資額が公費による交付額の2倍以上の場合は、4,000 万円)</p> <p>(3)補助率 ・原則、公費による交付額の1/2 ・条件不利地域で財政力の弱い市町村（財政力指数0.5未満）は2/3 ・条件不利地域で特に財政力の弱い市町村（財政力指数0.25未満）は3/4</p>
---------------------------	---	--	---

	事業の内容	補助金の内容	補助対象
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業 ① 地域力強化推進事業 ② 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (厚生労働省)	①・「住民に身近な圏域」において地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備 ・「住民に身近な圏域」において地域生活課題に関する相談を包括的に受けとめる体制の整備 ②・複数の課題や既存のサービスでは対応が困難なケースの相談支援に応じ、相談支援のネットワークを構築しながら課題解決を図る。 ・相談支援の過程で地域の中に不足する社会資源の開発を関係機関と連携しながら行う。	①活動拠点づくり 公民館、生涯学習センター等の公的施設、空き家、空き店舗、小さな拠点等を活用した、課題を抱えた住民のみならず、住民誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民の自主活動、住民と専門職が話し合うことのできる等の活動拠点の設置 ②相談支援包括化推進員の配置 自立相談支援機関や包括支援センターなど地域における相談支援機関の中から関係機関をコーディネートする機関を選定し、当該機関に推進員を配置する。 既に整備されている場合を除き①②をあわせて実施する必要があること。	○市町村 事業の一部、又は全部を社会福祉団体、NPO等の委託が可能 ○補助率 3/4 ①事業費：1自治体あたり 12,000 千円（上限） 対象経費：給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託費、備品購入費、助成金 ②事業費：1自治体あたり 15,000 千円（上限） 対象経費：給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託費、備品購入費、助成金
子どもの学習支援事業 (厚生労働省)	「貧困の連鎖」を防ぐため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援を行う自治体に対して助成を行う	単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援及び、子どもの学習支援を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う	○市 ・対象経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金 ・補助率 1 / 2

介護予防・日常生活支援総合事業	①介護予防・生活支援サービス事業 ・住民主体による要支援者（高齢者）を中心とする自主的な通いの場づくり ②一般介護予防事業 ・高齢者の介護予防に資する住民運動の通いの場づくり	① 要支援者（高齢者）を中心とする ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり など に対する間接経費の補助 （障がい者や子ども、要支援者以外の高齢者なども加わることができる。） ② 高齢者の介護予防に資する ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり など （障がい者や子どもなども加わることができる。）	○市町村、広域連合（介護保険者） ・対象経費 （市町村が実施する）介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金 【サービス種別】 ・①通所型サービス B（住民主体による支援） ・②地域介護予防活動支援事業（通いの場関係） 【実施方法】 ・①運営費補助、その他補助や助成 ・②委託、運営費補助、その他補助や助成 【サービス提供者（例）】 ・①ボランティア主体 ・②地域住民主体
------------------------	--	---	--

4 地域プラットフォーム一覧



佐久	名称 (代表者)	佐久地域子ども応援プラットフォーム (市川 和美 (NPO法人キッズドリーム))	連絡先	佐久地域振興局 総務管理課 県民生活係 電話 0267-63-3133
	HP等 (※は平成29 年度委託先)	佐久地域振興局「こども情報ひろば」 https://www.pref.nagano.lg.jp/sakuchi/sakuchi-somu/kodomo-hiroba.htm		佐久子ども応援会議 (外部サイト: Facebook) https://www.facebook.com/sakukodomouenMTG/
上田	名称 (代表者)	信州子どもカフェ推進上田地域プラットフォーム	連絡先	上田地域振興局 総務管理課 県民生活係 電話 0268-25-7113
	HP等 (※は平成29 年度委託先)	長野県NPOセンター (外部サイト) ※ http://www.npo-nagano.org/		子どもカフェ@信州 情報ブログ (外部サイト) http://blog.canpan.info/nponaganokodomo/
諏訪	名称 (代表者)	諏訪圏域子ども応援プラットフォーム (矢野 要子 (すわ子ども文化ステーション))	連絡先	諏訪地域振興局 総務管理課 県民生活係 電話 0266-57-2902
	HP等 (※は平成29 年度委託先)	諏訪圏域子ども応援プラットフォーム (外部サイト: Facebook) https://www.facebook.com/suwakodomouenplatform/		
上伊那	名称 (代表者)	上伊那地域子ども応援プラットフォーム (古畑克己 (上伊那医療生活協同組合))	連絡先	上伊那地域振興局 総務管理課 県民生活係 電話 0265-76-6803
	HP等 (※は平成29 年度委託先)	長野県みらい基金 (外部サイト: Facebook) ※ https://ja-jp.facebook.com/nagano.mirai.kikin/		
南信州	名称 (代表者)	南信州子ども応援プラットフォーム (久保田秀彦 (NPO法人いいだ元気塾))	連絡先	南信州地域振興局 総務管理課 県民生活係 電話 0265-53-0402
	HP等 (※は平成29 年度委託先)	南信州地域 子どもの居場所づくり https://www.pref.nagano.lg.jp/minamichi/minamichi-somu/kodomo/ibasyo.html		

木曾	名称 (代表者)	木曾子どもカフェネットワーク (甲斐 美子)	連絡先	木曾地域振興局 総務管理課 県民生活係 電話 0264-25-2213
	HP等 (※は平成29 年度委託先)	長野県みらい基金 (外部サイト: Facebook) ※ https://ja-jp.facebook.com/nagano.mirai.kikin/		
松本	名称 (代表者)	松本地域子ども応援プラットフォーム (小林 哲男 (公社) 長野県社会福祉士会 所属)	連絡先	松本地域振興局 総務管理課 県民生活係 電話 0263-40-1903
	HP等 (※は平成29 年度委託先)	長野県みらい基金 (外部サイト: Facebook) ※ https://ja-jp.facebook.com/nagano.mirai.kikin/		
北アル プス	名称 (代表者)	北アルプス地域子ども応援プラットフォーム (金枝 由香里 (あおぞら法律事務所))	連絡先	北アルプス地域振興局 総務管理課 県民生活係 電話 0261-23-6502
	HP等 (※は平成29 年度委託先)	長野県みらい基金 (外部サイト: Facebook) ※ https://ja-jp.facebook.com/nagano.mirai.kikin/		
長野	名称 (代表者)	信州子どもカフェ推進長野地域プラットフォーム	連絡先	長野地域振興局 総務管理課 県民生活係 電話 026-234-9531
	HP等 (※は平成29 年度委託先)	長野県NPOセンター (外部サイト) ※ http://www.npo-nagano.org/		子どもカフェ@信州 情報ブログ (外部サイト) http://blog.canpan.info/nponaganokodomo/
北信	名称 (代表者)	信州子どもカフェ推進北信地域プラットフォーム	連絡先	北信地域振興局 総務管理課 県民生活係 電話 0269-23-0214
	HP等 (※は平成29 年度委託先)	長野県NPOセンター (外部サイト) ※ http://www.npo-nagano.org/		子どもカフェ@信州 情報ブログ (外部サイト) http://blog.canpan.info/nponaganokodomo/



